

(公財) 福岡県国際交流センター交流室使用について

別紙

使用条件

1. 交流室の使用ができる者は、福岡県国際交流センター団体賛助会員、個人会員5名以上及び行政機関等です。個人会員の場合は、連名で申請し、かつ同時に使用してください。
2. 国際交流の推進を目的とする講演会、催事、交流等に使用できます。
3. 交流室の定員は30名とし、原則として定員を超える使用は出来ません。
4. 使用料は無料です。
5. 使用できる時間は「こくさいひろば」開館時間内とします。賛助会員の使用については、1ヶ月に2回まで、1回の使用時間は準備、片付けの時間も含め3時間以内とします。

使用申請手続き

1. 使用を希望される場合は、使用希望日の3ヶ月前から1週間前までの間に申請書を提出してください。
2. 審査後、承認書を郵送、FAXまたはE-mailにてお送りいたします。
3. 交流室使用当日は、承認書をご持参ください。
4. 予約が重複する場合や、開催内容等によりご使用いただけない場合がございます。
5. 開催内容を変更した場合は、改めて申請をしてください。

その他

1. 交流室での飲食は原則お断りします。
2. ご使用の際に生じたゴミ等はお持ち帰りいただきます。
3. 使用終了後は室内を整頓、清掃し、使用した机・椅子を使用前の状態に戻してください。退室する前に、当財団職員が室内の確認をいたします。
4. 交流室設備（イス、机、カーペット等）を破損、汚した場合、原状回復に必要な費用をご負担いただきます（新規購入・クリーニング等）。
5. 営業行為、またはそれに類する活動はできません。

(公財) 福岡県国際交流センター交流室利用について、上記の内容を承諾します。

署名

Ⓜ